

# 令和4年度内搬入に係る終了手続き

## 終了手続き期限 **4月7日【期限厳守】**

### 搬入終了届の提出・搬入カード及び通行証の**返却**必須

終了届の搬入土量は訂正できません。電話確認のうえご記入ください。

3月末まで搬入する工事の終了手続き期限は、**令和5年4月7日**です。（ただし、終了届に記入する届出日は**令和5年3月31日**となります。）なお、これ以前に搬入が終了している工事は、**最終搬入日から1週間以内に終了手続きが必要です。**

終了届の提出が**最終搬入日から1週間以上過ぎた場合は理由書の提出が必要です。**

※今年度搬入期限は今年度末日（3月末日）までです。

なお、3月末日が受入休業日や受入停止日に当たる場合もありますのでご注意ください。

受入休業日は日曜日、祝日（祝日振替日を含む。）

受入停止日は電話（03-3529-0281・受付時間9時～17時15分）でご確認ください。

お問合せ先 東京港埠頭株式会社技術部計画調整課環境業務係  
03-3599-7383 月曜から金曜 9時から11時30分/13時から16時30分